

令和8年度依存症対策普及啓発事業に係る企画提案募集要項

1 趣 旨

依存症は適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、患者やその家族が依存症であるという認識を持ちにくいことや専門医療機関の不足から患者が必要な支援を受けにくい状況にある。このため、県が策定したアルコール健康障害、薬物及びギャンブル等の依存症に関する対策推進計画では、民間団体との連携を強化し、それぞれの依存症に関する正しい知識の普及啓発等を推進することとしている。その取組みの一環として県民に対する普及啓発に係る業務委託について公募する。

2 業務の概要

(1) 名称

依存症対策普及啓発業務

分野 { アルコール健康障害
薬物依存症
ギャンブル等依存症

(2) 目的

県民に対し、正しい知識の教育及び普及啓発を充実させ、依存症に関する正しい知識の普及、相談窓口の周知等を行い、将来にわたる依存症患者の発生を予防し、依存症のない社会づくりに資することを目的とする。

(3) 内容

依存症は疾患であり、適切な治療により十分回復できるという認識を深めるため、依存症に苦しんでいる本人やその周囲にいる人だけでなく、社会全体に対して訴求できる普及啓発を行う。

(例)

県民フォーラムの開催

依存症について理解しやすい啓発資材の開発

※詳細は別添「依存症対策普及啓発委託業務仕様書」のとおり。

(4) 委託上限額

依存症の種別ごとに 120,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 対象団体

次に掲げる要件をすべて満たしている者。

- (1) アルコール健康障害、薬物依存症又はギャンブル等依存症に関して、県内に活動の拠点を置く民間支援団体であること。
 - ・ 県支部等を含む。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4 応募方法

(1) 期間

令和8年5月18日（月）から6月18日（木）まで（必着）

(持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 提出方法

持参又は郵送により次まで提出すること。

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課 精神保健係

電話 089-912-2403 FAX 089-912-2399

5 提出書類

- (1) 申込書 (別紙1)
- (2) 事業計画書 (別紙2)
- (3) 所要経費内訳 (別紙3)
- (4) 団体の定款、規約又は会則の類
- (5) 役員名簿
- (6) 前年度活動報告書及び収支決算書
- (7) 本年度活動計画書及び収支予算書

別紙1～3は、愛媛県ホームページ (<https://www.pref.ehime.jp/>) からダウンロードすること。

6 契約方法

- (1) 提出書類を審査のうえ、双方が合意に至った場合に契約を締結する。
- (2) 採択された提案は、おつて詳細について協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付する必要がある。
ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。

7 その他

- (1) 提出された書類は、本業務の審査にのみ使用することとし、外部に公表することはない。
- (2) 応募者多数の場合は、厳正に審査のうえ委託者を選定する。なお、その結果は口頭又は文書で通知する。

(別添)

依存症対策普及啓発委託業務仕様書

1 業務内容

(1) 依存症に対する県民の理解を深めるため、次の業務のいずれかを行う。

ア 県民向けの講演会等（オンライン開催含む）の実施

依存症に関するイベント（講演会・フォーラム・シンポジウム・研修会・相談会等）

※単独または他の催しと併せ実施することができる。

イ 啓発資料の作成

依存症に関するパンフレットの類

- ・企画、デザイン及び監修については、他資料の活用は可能であるが、著作権法等関係法令に抵触しないよう関係機関との調整に十分に配慮すること。
- ・当該民間支援団体の活動（他団体の状況を含むことができる）、県策定の各依存症対策推進計画の概要、県内の相談機関（保健所、心と体の健康センター）、専門医療機関及び民間支援団体の連絡先を入れること。
- ・印刷部数は1,000部程度を目安とすること。
- ・成果物には愛媛県委託事業であることが分かるよう明示すること（県イベント等で活用する場合がある）。

ウ その他県が適当と認めるもの

(2) 履行期限

令和9年3月31日

2 委託対象経費

対象経費は上記業務に必要なものとし、その内訳は、報償費、報酬、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る）とする。

別紙1

令和8年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

所在地

団体名

代表者

令和8年度愛媛県依存症対策普及啓発業務に係る受託申込について

標記について、事業を実施したいので申し込みます。

【添付書類】

事業計画書（別紙2）

所要経費内訳（別紙3）

団体の定款、規約又は会則の類

役員名簿

前年度活動報告書及び収支決算書

本年度活動計画書及び収支予算書

事業計画書

	内 容	備 考
事業名		
目的		
内容		
準備状況及び 実施体制		
期待される効果		

事業計画書

(記入例)

	内 容	備 考
事業名	〇〇依存症に関するパンフレット作成	
目的	〇〇依存症に対する県民や依存症患者の理解を深める。	
内容	依存症の一般的な知識や県計画のあらまし、現在、依存症ではないかと疑っている人が適切に相談機関や医療機関につながるよう関係機関の連絡先を記載する。また、簡単なスクリーニング検査項目のページを設ける。	
準備状況及び 実施体制	団体役員による企画委員会を立ち上げ、〇月までに原案作成、〇月に決定、〇月に印刷、〇月に納品できる見込み。	
期待される効果	県民の理解が深まるとともに、依存症の方が気兼ねなく、相談機関、専門医療機関、支援団体に連絡できるようになる。	

所要経費内訳

(円)

経費区分	対象経費の 所要見込み額	積算内訳
報償費		
旅費		
需用費		
計		

所要経費内訳

(記入例)

(円)

経費区分	対象経費の 所要見込み額	積算内訳
報償費	30,000	執筆謝金@15,000×2人
旅費	640	160円×2人×往復
需用費	89,360	印刷製本費
計	120,000	